

事業主: 社会福祉法人 容雅会

事業所番号: 0770407542

1. 介護サービス費 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

段階	介護度	1割負担	看護体制 加算	機能訓練 体制加算	サービス提 供体制加算 Ⅲ	居住費	食費	合計 (1日分)
第1段階	要介護1	696	4	12	6	820	300	1,838
	要介護2	764	4	12	6	820	300	1,906
	要介護3	838	4	12	6	820	300	1,980
	要介護4	908	4	12	6	820	300	2,050
	要介護5	976	4	12	6	820	300	2,118
第2段階	要介護1	696	4	12	6	820	600	2,138
	要介護2	764	4	12	6	820	600	2,206
	要介護3	838	4	12	6	820	600	2,280
	要介護4	908	4	12	6	820	600	2,350
	要介護5	976	4	12	6	820	600	2,418
第3段階 ①	要介護1	696	4	12	6	1,310	1,000	3,028
	要介護2	764	4	12	6	1,310	1,000	3,096
	要介護3	838	4	12	6	1,310	1,000	3,170
	要介護4	908	4	12	6	1,310	1,000	3,240
	要介護5	976	4	12	6	1,310	1,000	3,308
第3段階 ②	要介護1	696	4	12	6	1,310	1,300	3,328
	要介護2	764	4	12	6	1,310	1,300	3,396
	要介護3	838	4	12	6	1,310	1,300	3,470
	要介護4	908	4	12	6	1,310	1,300	3,540
	要介護5	976	4	12	6	1,310	1,300	3,608
第4段階	要介護1	696	4	12	6	2,006	1,445	4,169
	要介護2	764	4	12	6	2,006	1,445	4,237
	要介護3	838	4	12	6	2,006	1,445	4,311
	要介護4	908	4	12	6	2,006	1,445	4,381
	要介護5	976	4	12	6	2,006	1,445	4,449

2. その他 加算

加算項目	内容	料金
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の介護保険料に乗じた金額になります	8.3%/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の介護保険料に乗じた金額になります	2.3%/月

当施設の体制や利用者の心身の状況に応じて介護保険から給付がある以下の加算料金をいただく場合がございます。

加算項目	内容	料金
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます	184/回
緊急短期入所受入加算	厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日を限度として算定します(やむを得ない事情がある場合は、14日を限度とします)	90/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者の方に対し、個別に担当者を決め必要に応じたサービスを提供する場合	120/月
療養食加算	厚生労働省が定める療養食の提供が行なわれた場合に算定されます	8/1食

事業主: 社会福祉法人 容雅会

事業所番号: 0770407542

1. 介護予防サービス費 予防併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

段階	介護度	1割負担	機能訓練 体制加算	サービス 提供体制 加算Ⅲ	居住費	食費	合計 (1日分)
第1段階	要支援1	523	12	6	820	300	1,661
	要支援2	649	12	6	820	300	1,787
第2段階	要支援1	523	12	6	820	600	1,961
	要支援2	649	12	6	820	600	2,087
第3段階①	要支援1	523	12	6	1,310	1,000	2,851
	要支援2	649	12	6	1,310	1,000	2,977
第3段階②	要支援1	523	12	6	1,310	1,300	3,151
	要支援2	649	12	6	1,310	1,300	3,277
第4段階	要支援1	523	12	6	2,006	1,445	3,992
	要支援2	649	12	6	2,006	1,445	4,118

2. その他 加算

加算項目	内容	料金
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の介護保険料に乗じた金額になります	8.3%/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の介護保険料に乗じた金額になります	2.3%/月

当施設の体制や利用者の心身の状況に応じて介護保険から給付がある以下の加算料金をいただく場合がございます。

加算項目	内容	料金
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます	184/回
緊急短期入所受入加算	厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日を限度として算定します(やむを得ない事情がある場合は、14日を限度とします)	90/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者の方に対し、個別に担当者を決め必要に応じたサービスを提供する場合	120/月
療養食加算	厚生労働省が定める療養食の提供が行なわれた場合に算定されます	8/1食

事業主: 社会福祉法人 容雅会

事業所番号: 0770407542

1. 介護サービス費 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

段階	介護度	2割負担	看護体制 加算	機能訓練 体制加算	サービス提 供体制加算 Ⅲ	居住費	食費	合計 (1日分)
第4段階	要介護1	1,368	4	12	6	2,006	1,445	4,841
	要介護2	1,502	4	12	6	2,006	1,445	4,975
	要介護3	1,648	4	12	6	2,006	1,445	5,121
	要介護4	1,784	4	12	6	2,006	1,445	5,257
	要介護5	1,918	4	12	6	2,006	1,445	5,391

2. 介護予防サービス費 予防併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

段階	介護度	2割負担	機能訓練 体制加算	サービス 提供体制 加算Ⅲ	居住費	食費	合計 (1日分)
第4段階	要支援1	1,028	12	6	2,006	1,445	4,497
	要支援2	1,276	12	6	2,006	1,445	4,745

3. その他 加算

加算項目	内容	料金
介護職員処遇改善加算	1ヶ月の介護保険料に乗じた金額になります	8.3%/月
介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ	1ヶ月の介護保険料に乗じた金額になります	2.3%/月

当施設の体制や利用者の心身の状況に応じて介護保険から給付がある以下の加算料金を  
いただく場合がございます。

加算項目	内容	料金
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定され ます	368/回
緊急短期入所受入加算	厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計 画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に 行った場合に7日を限度として算定します(やむを得ない事情があ る場合は、14日を限度とします)	180/日
若年性認知症利用者受 入加算	若年性認知症の利用者の方に対し、個別に担当者を決め必要に 応じたサービスを提供する場合	240/月
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食の提供が行なわれた場合に算定さ れます	12/1食